

## 京都府京都市伏見区で発生した放火事件に係る被害者義援金の受入れについて

令和元年9月6日  
京都府政策企画部  
戦略企画課  
(075-414-4334)  
京都府健康福祉部  
地域福祉推進課  
(075-414-4566)

京都府では、本年7月18日に発生した放火事件に関して、全国から多数寄せられる義援金が被害者やご遺族の皆様にしっかりと行き届くよう、今般、国の関係機関の確認も得て、義援金配分委員会を設置するとともに、義援金の受入専用口座を開設することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### <義援金受入れの概要>

1. 受付期間  
令和元年9月9日（月曜日）から令和元年10月31日（木曜日）まで
2. 義援金の受入専用口座

開設者	金融機関	支店名	口座番号	口座名義（口座加入者名）
日本赤十字社京都府支部	京都銀行	本店営業部	普通 5253785	日本赤十字社京都府支部 支部長 山田啓二
	ゆうちょ銀行	00980-1-323280		日赤7.18放火事件被害者義援金
京都府共同募金会	京都銀行	府庁前支店	普通 4189038	京都府7.18放火事件被害者義援金 京都府共同募金会 会長 小石原範和
	ゆうちょ銀行	00970-5-323289		共募京都府7.18放火事件被害者義援金
京都府	京都銀行	府庁出張所	普通 3192842	京都府で発生した放火事件に係る 被害者義援金
	京都信用金庫	丸太町支店	普通 3010346	

※京都銀行窓口、京都銀行ATM、京銀ダイレクトバンキング、EB（データ転送を除く）での振込については手数料無料。

※京都信用金庫窓口、京都信用金庫ATM（同金庫キャッシュカード利用に限る）、京信ビジネスバンキング、京信ネットバンキングでの振込については手数料無料。

※ゆうちょ銀行窓口での振替手数料は無料。

3. 義援金の配分  
専用口座で受け入れた義援金は、京都府が設置した義援金配分委員会において取りまとめを行い、同委員会で決定する配分基準に基づき、全額、事件の被害者やご遺族に配分いたします。
4. 義援金に関するお問い合わせ先（9月9日（月）より受付開始）
  - ・京都府健康福祉部地域福祉推進課
  - 電話番号：075-414-4676（月～金（平日）8:30～17:15）
  - メールアドレス：gien-99@pref.kyoto.lg.jp

5. その他  
今般の義援金受入れに係る府民の皆様等への周知について、府内市町村や報道機関等にもご協力をお願いするなど、関係機関と連携して対応してまいります。



## <経緯及び趣旨>

令和元年7月18日に京都府京都市伏見区で発生した放火事件により、多数の方々が生計又は身体に危害を受け、放火事件の犠牲者数としては平成以降最悪という甚大な被害が生じています。

また、被害者やご遺族の支援を目的として、全国から既に多くの義援金が寄せられ、今後も寄せられることが十分に見込まれる状況にあります。

このような状況を踏まえ、京都府においては、こうした義援金を寄せられる方々のお気持ちや、被害者やご遺族の皆様にはしっかりと行き届くことが何よりも重要であるとの認識の下、この間、国の関係機関や、株式会社京都アニメーションとも意見交換を重ねながら、必要な対応について検討を進めてまいりました。

今般、本件についての税務上の取扱いに関する国の関係機関の確認が得られたことから、被害者やご遺族の支援を目的とする義援金を一元的に受け入れ、その全額について被害の程度等に応じた公平かつ適正な金額による配分を行うための義援金配分委員会を設置するとともに、日本赤十字社京都府支部及び社会福祉法人京都府共同募金会のご協力も得て、義援金の受入専用口座を開設することといたしました。

## <義援金の税務上の取扱い>

- 個人の方が受入専用口座へ支払った義援金は、所得税法上の「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となるとともに、地方税法の規定による寄附金税額控除の対象となります。また、法人の方が受入専用口座へ支払った義援金は、法人税法上の「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入されます。  
※ 確定申告に必要な証明書類としては、金融機関への振込時の利用明細書等のほか、募集要綱などの添付が必要となります。
- 事件の被害者やご遺族が義援金配分委員会から受け取った義援金は、所得税法上の非課税所得に該当します。

## <「株式会社京都アニメーション支援金預かり専用口座」に預けられた支援金の取扱い>

- 当該預かり金については、口座開設者（株式会社京都アニメーション）が同口座の開設時に示した支援金に関する基本的な考え方を踏まえ、その預かり金の全額を、京都府の受入専用口座へ移し替えることが予定されています。
- 同口座に支援金を預け入れた方のうち、上記と同様の税務上の取扱いを希望される方については、口座開設者に申し出ただくことにより、京都府の受入専用口座への移し替えの日をもって義援金の寄附があったことを証する受領証を京都府が発行する予定です。  
※ 手続の詳細等については、同社ホームページにおいて、本日プレスリリースされる予定です。

